

表9 資源化可能物等とした品目

成分		品目	
資源化可能物	紙類	従来からの古紙類	新聞紙（折ったままのみ）、折り込み広告、雑誌・週刊誌、書籍、段ボール箱（小型含む）、大型紙箱、色白紙、色付紙、印刷残紙・出版残紙、紙パック（大型のみ、アルミコーティング無し）
		搬入禁止対象として追加した古紙類	紙箱（小箱含む）、紙袋・包装紙（梱包用、小さな包み紙・紙袋も含む）、小型飲料・調味料紙パック（アルミコーティング無し）、緩衝材（パルプモールド等）、その他容器包装材（紙筒等）、丸めた新聞紙（他に再利用した新聞紙）、シュレッダーくず、その他再生可能な紙（ノート類、A5以上の大きさの紙）
	プラスチック類	トロ箱、ペットボトル（飲料・醤油・みりん）（業務用含む）	
	繊維類	ウエスに再利用可能な繊維類	
	びん類（ガラス類）	飲料水のびん、食品・調味料のびん（業務用含む）	
	缶類（金属類）	飲料水の缶、食品・調味料の缶（業務用含む）	
堆肥化可能物		加工原料くず・製品くず、調理期間切れ・売れ残りの食料品、一般厨芥類 ※流出水分を含む	